

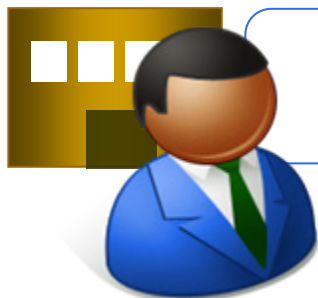
# 国内クレジット制度



経済産業省  
Ministry of Economy,  
Trade and Industry

# 国内クレジット制度とは

国内クレジット制度は、中小企業等が大企業等から資金や技術・ノウハウ等の提供を受け、協働（共同）で温室効果ガスの排出削減に取り組み、その削減分を売却できる仕組みです。



中小企業等

大企業等の協力を得て**排出削減事業**を実施



このような企業を**排出削減事業者**といいます



大企業等

資金・技術等を提供し、中小企業等と協働（共同）で**排出削減事業**を行う



このような企業を**排出削減事業共同実施者**  
（以下：**共同実施者**）といいます

大企業等は、自主行動計画（※）の目標達成等のために、中小企業等と共同で行った排出削減事業の温室効果ガス排出削減量（=**国内クレジット**）を活用することができます。

なお、自主行動計画に参加している事業者は排出削減事業者になることはできません。

※産業・エネルギー転換、業務その他部門、運輸部門において、個別業種がCO<sub>2</sub>の排出削減計画を策定しており、このような個別業種単位の計画を自主行動計画といいます。

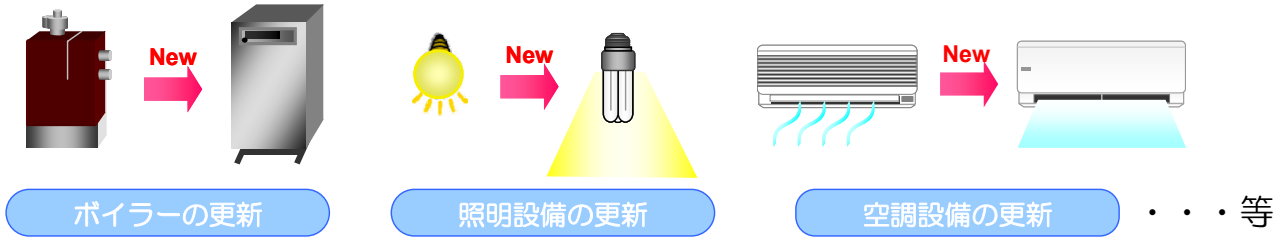
## 国内クレジット制度の意義

国内クレジット制度の意義は以下のとおりです。

- これまで温室効果ガスの排出削減が進んでこなかった中小企業その他、農林業やサービス業など幅広い分野での排出削減を促進します。
- 国内の温室効果ガス排出削減の支援につながり、これまで京都メカニズムクレジット購入のために海外へ一方的に流出していた資金を国内・地域の投資・削減に振り向けます。

# 排出削減事業とは

排出削減事業とは、設備更新又は設備導入等により温室効果ガスの削減を行う事業をいいます。具体的には、国内クレジット認証委員会により承認された**排出削減方法論**（以下、方法論という）に基づいて実施される必要があります。



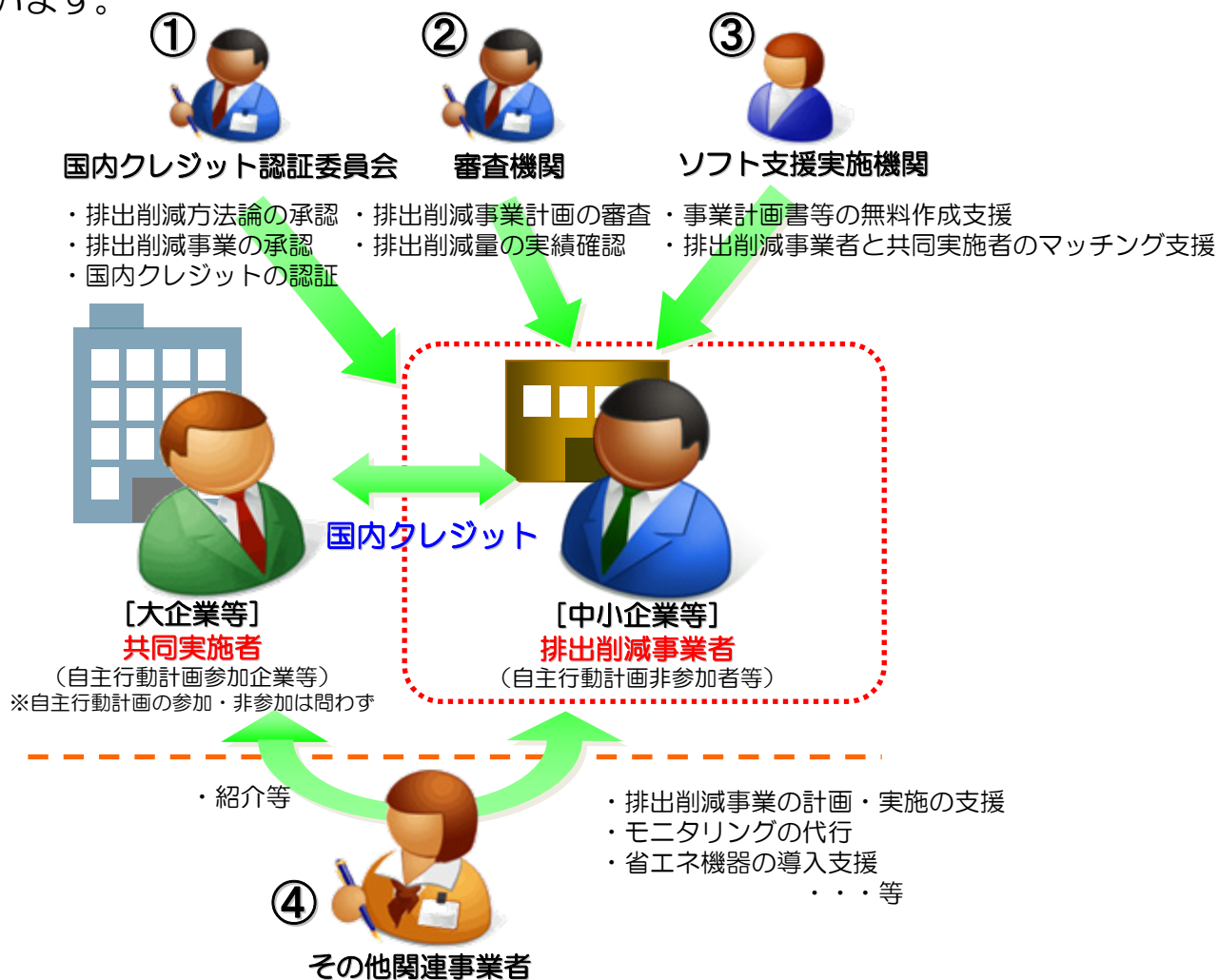
## 承認された主な方法論

番号	名称
001	ボイラーの更新
001-A	ボイラーの新設
002	ヒートポンプの導入による熱源機器の更新
002-A	ヒートポンプの導入による熱源機器の更新（熱回収型ヒートポンプ）
003	工業炉の更新
004	空調設備の更新
004-B	バイオマスを燃料とするストーブの新設
005	間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入
006	照明設備の更新
006-A	照明設備の新設
007	コージェネレーションの導入
008	太陽光発電設備の導入
009	温泉熱及び温泉排熱のエネルギー利用
010	変圧器の更新
016	太陽熱を利用した熱源設備の導入
017	小規模水力発電設備の導入
020	電気自動車への更新
022	冷凍・冷蔵設備の更新
023	風力発電設備の導入
030	自家用発電機の更新

新規に申請して認められた方法論を用いて排出削減事業を実施することもできます。選択できる全ての方法論とその詳細の確認は、巻末の【国内クレジット制度ホームページ】をご覧ください。

# 国内クレジット制度の関係者及び主な役割

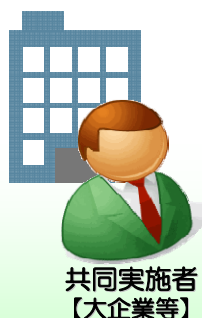
国内クレジット制度では、**排出削減事業者**と**共同実施者**を中心に、以下のような関係者がいます。



## 国内クレジット制度によるメリット



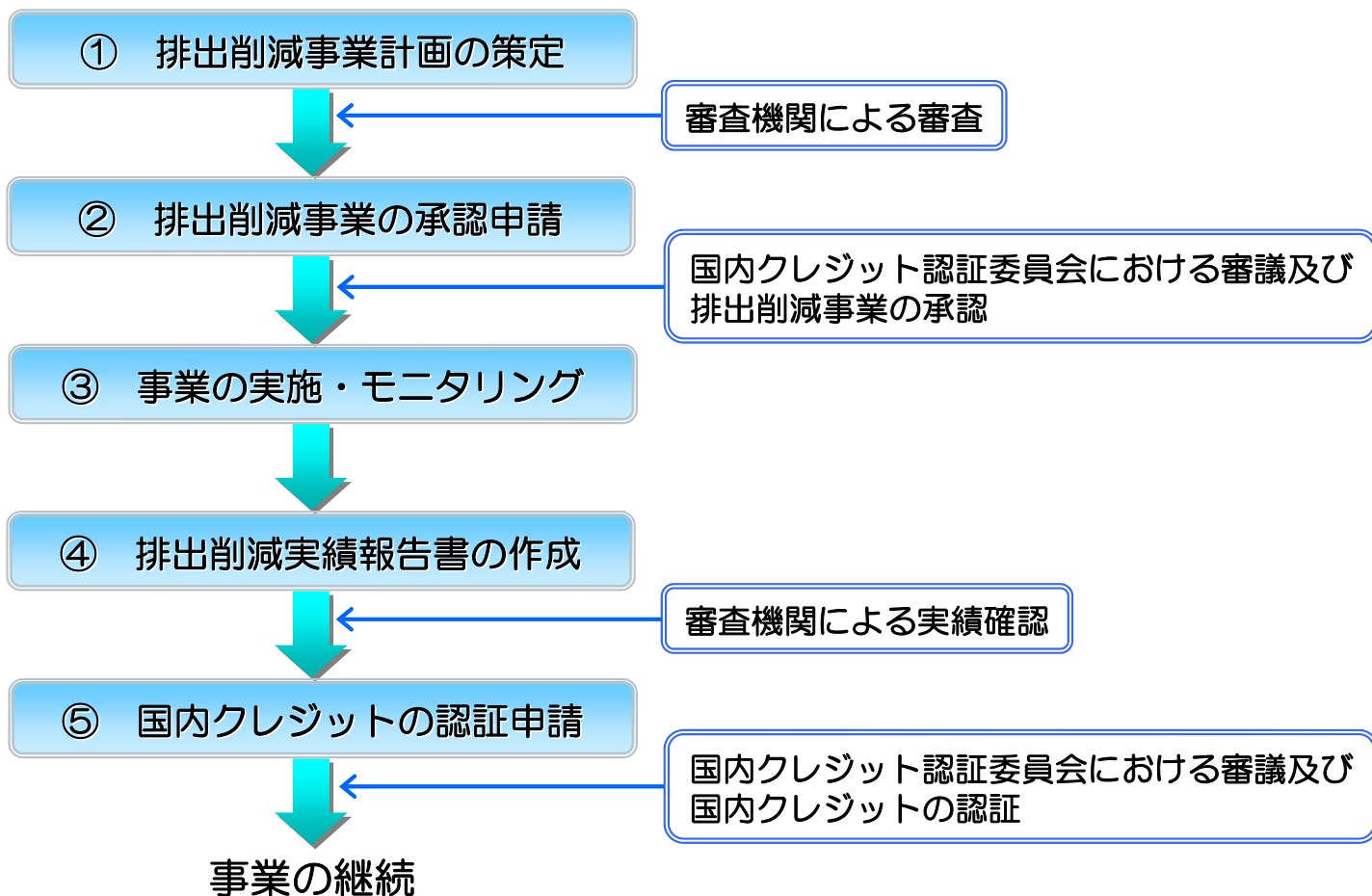
- ・ クレジットを売却できる。
- ・ 大企業の技術・ノウハウを得られる。
- ・ 省エネ設備の導入を進められる（エネルギーコストの低減につながる）。
- ・ 温室効果ガスの排出削減に貢献できる。また、地球温暖化対策に積極的な企業等であることをアピールをすることができる。



- ・ 自主行動計画の目標達成に活用できる。
- ・ 試行排出量取引スキームの目標達成に活用できる。
- ・ 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に活用できる。
- ・ 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告に活用できる。
- ・ CSR活動（地球温暖化対策、地域貢献等）による宣伝効果を得ることができる。

# 排出削減事業の手続きの流れ

排出削減事業の手続きの流れは以下のようになります。



## ① 排出削減事業計画の策定

排出削減事業を始めるにあたり、中小企業等は「**排出削減事業計画**」（以下、事業計画という）を立て、「**排出削減事業計画書**」（以下、事業計画書という）を作成します。

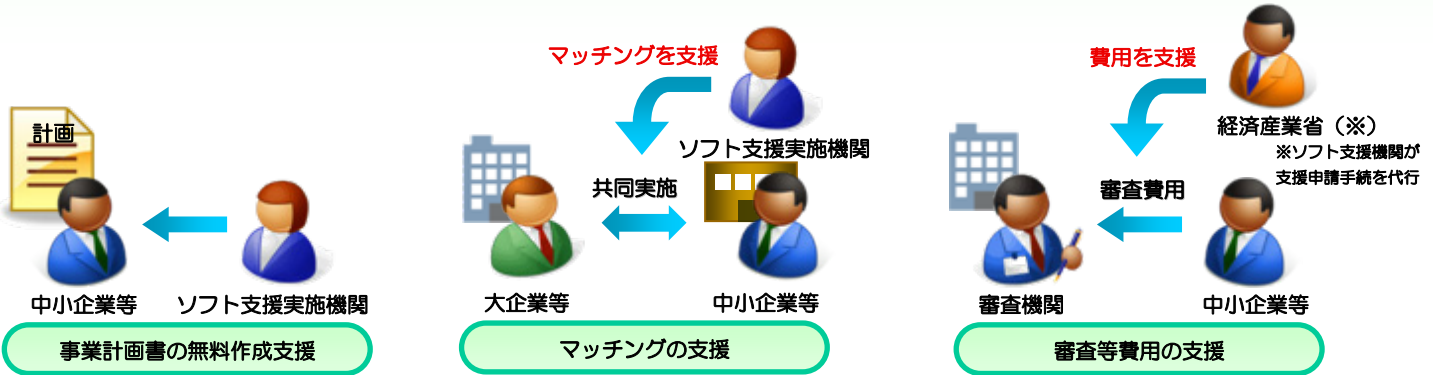
事業計画の策定は、

- 排出削減事業の内容や排出削減量の計算方法を決める
- 排出削減量を算定し、事業計画書を作成する
- 審査機関に事業計画の審査を受ける

必要があります。

審査が終了すると審査機関から「**審査報告書**」が発行されます。事業計画の策定（事業計画書の作成）及び審査受審のための支援として、以下のような**支援策（ソフト支援等）**が用意されています。

## 支援策（ソフト支援等）



- 排出削減事業の承認申請に必要な「事業計画書」の無料作成支援を受けることができます。
- 共同実施者とのマッチングの支援を無料で受けることができます。
- 審査機関による審査等受審で必要となる費用の一部について支援を受けることができます。

なお、ソフト支援事業の内容は年度毎に変更になることがあります。最新のソフト支援事業についての情報は、巻末の【国内クレジット制度ホームページ】をご覧ください。

## ② 排出削減事業の承認申請

作成した事業計画書を経済産業省に提出します。

提出された事業計画書の内容は、国内クレジット認証委員会の審議を経て、排出削減事業として承認されます。提出先は、巻末の【書類提出先】をご覧ください。

## ③ 事業の実施・モニタリング

排出削減事業において、排出削減量を算定するために必要な値を計測・記録する必要があり、これを**モニタリング**といいます。

モニタリングの対象指標は、方法論によって異なります。（右の表をご参照ください。）

モニタリング対象指標の例

モニタリング対象指標	電力・燃料の使用量などの活動量	燃料を燃焼させた時の単位発熱量	炭素排出係数	...
使用燃料の例				...
石炭	燃料計や、燃料供給会社からの請求書をもとに算定	29.0MJ/kg	1.0260Gg-C/10 <sup>10</sup> kcal	...
原油		38.2MJ/L	0.7811Gg-C/10 <sup>10</sup> kcal	...
LPG		50.8MJ/kg	0.6833Gg-C/10 <sup>10</sup> kcal	...
⋮		⋮	⋮	

燃料供給会社のスペックシートや、方法論で定められたデフォルト値を利用します。

## ④ 実績報告書の作成

モニタリングで収集したデータをもとに「**排出削減実績報告書**」（以下、実績報告書という）を作成します。実績報告書を作成する上でポイントとなるのは以下の3点です。

1. 事業計画書と実際の事業との変更点の有無



排出削減事業の範囲等が変更された場合、それを記載します。

2. モニタリング対象指標とモニタリング体制

モニタリング対象指標	E2・E3・E4・E5・E6・E7・E8・E9・E10・E11・E12・E13・E14・E15・E16・E17・E18・E19・E20・E21・E22・E23・E24・E25・E26・E27・E28・E29・E30・E31・E32・E33・E34・E35・E36・E37・E38・E39・E40・E41・E42・E43・E44・E45・E46・E47・E48・E49・E50・E51・E52・E53・E54・E55・E56・E57・E58・E59・E60・E61・E62・E63・E64・E65・E66・E67・E68・E69・E70・E71・E72・E73・E74・E75・E76・E77・E78・E79・E80・E81・E82・E83・E84・E85・E86・E87・E88・E89・E90・E91・E92・E93・E94・E95・E96・E97・E98・E99・E100	モニタリング対象指標	モニタリング体制	...
使用燃料の種別	石炭	20.0MJ/kg	1.0200 t-CO <sub>2</sub> /10%cal	...
原油	...	20.0MJ/kg	0.7811 t-CO <sub>2</sub> /10%cal	...
LPG	...	20.0MJ/kg	0.5555 t-CO <sub>2</sub> /10%cal	...

モニタリング活動担当者

モニタリング対象指標や、モニタリングを行う担当者等を記載します。

3. 排出削減量



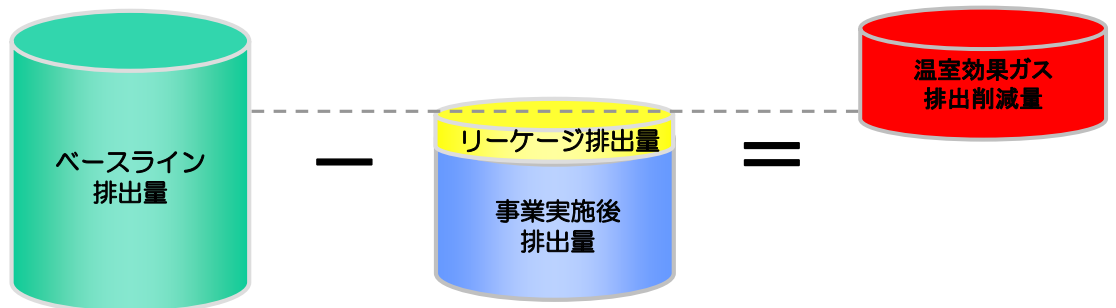
排出削減事業による**温室効果ガス排出削減量**（上記3）は以下の3つの値から算出されます。

- ・ **ベースライン排出量**：排出削減事業を実施しなかった場合に想定される温室効果ガス排出量
- ・ **事業実施後排出量**：排出削減事業後に実際に排出された温室効果ガス排出量
- ・ **リーケージ排出量**：排出削減事業の範囲外で新たに発生した温室効果ガス排出量

削減された温室効果ガス排出量は、

$$\text{ベースライン排出量} - (\text{事業実施後排出量} + \text{リーケージ排出量})$$

となります。



また、作成した実績報告書の確認を審査機関に依頼します。審査機関は内容を検証し、「**実績確認書**」を作成します。

なお、**支援策（ソフト支援等）**として、実績報告書の無料作成支援及び実績報告書の確認費用の一部支援が用意されています。

## ⑤ 国内クレジットの認証申請

「**実績報告書**」と「**実績確認書**」を添えて、国内クレジット認証委員会に提出し審議を受けます。審議で認証を受けると、**国内クレジット**が発行されます。提出先は巻末の【**書類提出先**】をご覧ください。

## お問い合わせ先

### 【国内クレジット制度に関するヘルプデスク】

みずほ情報総研 環境・資源エネルギー部 温暖化対策戦略チーム

住所：東京都千代田区神田錦町2-3

TEL：03-5281-7588

E-mail：help@jcdm.jp

### 【ソフト支援事業者実施機関】

<包括型ソフト支援実施機関>

日本テピア株式会社 住山 TEL：03-5857-4862

全国中小企業団体中央会 栗原 TEL：03-3523-4902

日本商工会議所 村木・神山 TEL：03-3283-7836

テス・エンジニアリング株式会社 上田 TEL：03-5645-7213

<地域型ソフト支援実施機関>

北海道経済産業局 環境・リサイクル課 佐々木 TEL：011-709-1790

東北経済産業局 エネルギー課 菅原、平山 TEL：022-221-4932

関東経済産業局 資源エネルギー環境課 難波 TEL：048-600-0356

中部経済産業局 エネルギー対策課 伊藤、鈴木 TEL：052-951-2775

近畿経済産業局 エネルギー対策課 武田、織田 TEL：06-6966-6043

中国経済産業局 エネルギー対策課 徳永、濱口 TEL：082-224-5741

四国経済産業局 エネルギー対策課 田中、藤猪 TEL：087-811-8535

九州経済産業局 環境対策課 森永、岡山、平川 TEL：092-482-5499

沖縄経済産業部 環境資源課 小渡、前花 TEL：098-866-1757

<特定型ソフト支援実施機関（マッチング支援）>

株式会社イースクエア 及川 TEL：03-5777-6730

カーボンフリーコンサルティング株式会社 本澤 TEL：045-222-3400

株式会社カーボントレード 日下 TEL：03-6450-1758

## 国内クレジット制度ホームページ

URL：<http://jcdm.jp/>

主な掲載内容：

国内クレジット制度の概要、排出削減方法論、資料集

排出削減事業・認証国内クレジットの一覧、各種申請書類

## 書類提出先

みずほ情報総研 環境・資源エネルギー部 温暖化対策戦略チーム

住所：東京都千代田区神田錦町2-3

TEL：03-5281-7588

E-mail：help@jcdm.jp